

苫小牧市民自治推進会議（平成25年度第5回）会議録

開催日時 平成26年3月26日（水）午後6時30分～午後8時10分
開催場所 苫小牧市役所8階 81会議室
出席委員 高野会長、佐藤副会長、竹谷委員、谷岡委員、福井委員、水口委員、
家守委員
欠席委員 青山委員、川上委員、川島委員
事務局 市民自治推進課主査（中村）、市民自治推進課（今村）、
市民自治推進課（中島）
報道機関 北海道新聞社記者、苫小牧民報社記者
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、平成25年度第5回目の苫小牧市民自治推進会議の方を開催したいと思います。高野会長、よろしくお願ひいたします。

2 会議

(1) 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について

●高野会長 はい、皆さん、こんばんは。

それでは、5回目の市民自治推進会議の方を進めさせていただきたいと思います。人数は大丈夫ですか、充足していますよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、大丈夫です。

●高野会長 時間になりましたので、会議の方を進めさせていただきます。今回は、会議資料として、「次第」と「年齢について（論点）」と書いてあるものと、「外国人住民について（論点）」と書いたものと「住民からの請求による住民投票に要する署名数についての他市町村規定例」ということで、両面コピーのものが、資料としては三つ用意されています。それで、資料に従って話の方を進めさせていただきたいと思います。

まず一つ目、「(1) 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について」ということで、今回はその資料に従って「年齢要件」と「外国人住民について」ということで、まず、事務局の方から一つずつ説明の方をお願いしたいと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。それでは、本日お配りをしております会議資料につきましては「年齢について（論点）」というペーパー、もう一つは「外国人住民について（論点）」と書かれている資料、それから三つ目が「住民からの請求による住民投票に要する署名数についての他市町村規定例」ということで、三つの資料を御提示しております。それで、今回はですね、「年齢要件」、「外国人住民」、あと「必要署名数」を中心に議論を進めたいと考えておりますけれども、その他の論点でも、全然、かまいませんので、一応、御準備したものを説明して、そのあとにですね、議論の方をいただければと思います。

それで、今回、論点についてということで、「年齢について」、「外国人住民について」、もう一つの「署名数の関係」の資料を提出しているのですけれども、行政素案としては、「18歳」、「外国人住民を含める。」、それから「必要署名数については、4分の1」ということで御提示をしておりますが、その前段で、まあ、「どういう議論があったのか。」ということで、年齢については「18歳にするのか、20歳にするのか」というお話。それから、「外国人住民を含めるのか、日本人住民に限るのか。」というお話。あと、「その（署名の）数については、いくらが適当なのか。」ということを検討していったわけですが、その前段の部分のですね、主要となる論点について掲載しております。

それでは、「年齢について（論点）」と書かれている資料から御説明をしたいと思えますけれども、年齢満18歳以上の者を投票資格者とする主な論拠といたしましては、市民参加条例の中にですね、市民政策提案制度という制度がございます、これにつきましては、10人以上の署名を集めてですね、政策案を検討してですね、それで提案をすると、市の方に政策を提案することができるという制度があります。で、その市民政策提案制度の対象要件についてはですね、18歳以上という規定がございます、これを18歳とした根拠というのが「市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮して18歳にした」と。このことを踏まえまして、これと整合性を図る必要性があるのではないかという考え方から、18歳という考え方が一つあるということになります。

それから、二つ目が、今後、選挙権年齢や成人年齢の引下げが国政において議論されることも想定される中で、若年層に対して市政を始めとする政治的な関心を喚起する必要性があるという、まあ、そういう考え方。これは、選挙権年齢について18歳に引下げをするというお話は、ずっとここ数年、議論されているところで、まだ決着は付いていないのですけれども、方向性としては今、そのような流れにあるということが、18歳を支持する主な論拠としてあるということになります。もう一つは、付随的な効果として、そういう20歳ではなくて18歳にした場合に、未成年者に対する政治的な啓発の効果や教育的な効果についても期待されるのではないかというのが、18歳とする主な根拠ということになります。

で、「やっぱり、20歳が良いのではないか。」という考え方も片方ではありまして、一つ目については、やはり「住民投票と言えども、選挙と同等なのではないか。」というのが一つ目の考え方です。で、それは、公職選挙法による選挙は当然、20歳ですから、それに合わせるべきだと。それから二つ目が、憲法改正の国民投票の投票権なんですけれども、これについては満18歳以上であるということで、ただし、「必要な法制上の措置が講じられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することとしている。」ということで。（これは、）法律自体は、もう、国民投票の年齢は18歳と実はなっているのですけれども、附則の中で「選挙権年齢が引き下げられるまでは、20歳のままですよ。」ということがからくりとしてあるので、ですから「それが下がっていないので、18歳にするのはどうなのか。」というのが、20歳を支持する論拠としてあるということになります。

また、三つめは実務上の優位性ということで、実際に選挙については選挙人名簿という名簿がありますから、「同じ要件にすれば、当然、選挙人名簿の活用が容易になるのではないか。」という実務上の観点からの優位性が指摘されているというところもあります。年齢についてはそういう中で、こういう二つの考え方があったということになります。

それで、実際に、行政素案の方では最終的にどのような形で整理をしたかと言いますと、行政素案本体の5ページを御覧いただきたいと思えますけれども。ここに、「住民投票の投票資格」ということで、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人ということで、結論としてですね、「住民投票の投票資格というものは、選挙権に近いものなのか。」

それとも「市民参加の権利としての性質が強いものなのか。」ということ判断していった中ですね、苫小牧市としては、市民参加の位置付けとして整理をしていった方がいいのではないかとこの考え方から、20歳ではなくて18歳という考え方にしたという経過がございます。

それで、論拠といたしましては、さっきの資料で説明したとおりの論拠になるわけですが、市民参加条例で書かれている18歳との整合性ですとか、今後の憲法改正というか、成人年齢の引下げの動向等を踏まえて18歳という考え方を論拠として、そのような行政素案になったという経過になります。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 次の資料ですけれども、「外国人住民について（論点）」という紙になりますけれども、これも外国人住民を含めて投票資格者とする主な論拠としては、自治基本条例を苫小牧市が制定した中で、外国人住民というか、自治基本条例、市民参加条例における「市民」の考え方というのは、外国人住民を含んでいるという考え方から、外国人住民についても、日本人と同様にまちづくりに参加することができるので、当然、含めるべきだという考え方が一つ目です。

二つ目については、地方自治法で想定している住民というものは、当然、外国人住民も含まれているのだから、そういった外国人住民を含めて制度設計することは、法が予定しているところなのではないかという考え方が二つ目です。

それから三つ目ですけれども、自治体が独自の判断により制定する住民投票条例による住民投票の権利は、外国人に対する地方参政権とは別のものであり、公職選挙法による選挙権とは同一の整理とはならないと。選挙は選挙で、住民投票は飽くまでも、法的な意味での拘束力がないとすれば、それは選挙との同一の整理にはならないので、選挙権相当という判断はできないのではないかとこの三つ目です。

一方、その、「日本人に限るべきじゃないか。」という考え方も、考え方としてあるということです。この考え方というのは、憲法の中ですね、指している「住民」というものは日本国民を意味しているのだから、やはり参政権というか選挙権ですね、選挙権と同様に、そういったものの権利付与については慎重であるべきだという考え方が一つ目です。

二つ目は、最高裁の最高裁判例の中で、地方参政権については、立法措置によって在留外国人について権利を与えることは憲法上許容されるという最高裁判例が出ているんですけれども、ただ、この部分の考え方というのがまだ一定している状況であるとは言えないということから、なかなか外国人を含めて権利設定をするのはどうなのかというのが、二つ目の考え方です。

それで、実際にその、行政素案としてはですね、先ほどの説明とも重複するんですけれども、外国人を含めてまちづくりに参加をすることができるという考え方をベースにするのであれば、やはり外国人住民を含めた中で、制度として設計していくのが妥当ではないかという整理をしたということになります。そのようなことが行政素案の5ページのところに書いてある内容になります。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それから、三つ目の署名数の関係になりますけれども、署名数の考え方、他市ではどのようなことを、どのような考え方でそのような必要署名数にしているのかという資料を、今回、添付いたしました。「住民からの請求による住民投票に要する署名数についての他市町村規定例」という本日お配りした紙になります。

まず、一つ目の川崎市ですけれども、川崎市は、政令市で人口もかなり大きい市になりますけれども、こちらはですね、10分の1という設定をしております。10分の1の論

拠として逐条解説等で明示されている考え方といたしましては、他の自治体の事例あるいは本市の過去の直接請求等の署名の実績などを参考として、実際に署名収集が可能な数であり、また、発議の乱用防止という点も十分考慮し、投票資格者総数の10分の1以上としているという考え方になります。

それから、広島市ですけれども、広島市についても、こちらも政令市でございますが、10分の1ということで署名数要件を設定しております。それで、この10分の1としたことの原因が、広島市の議会の会議録の方で載っております、この答弁内容からいきますと、「乱用を避ける意味から容易に請求可能な低い設定であってはいけないこと、また、一方では、関心の高い重要事項について、実際、請求可能なレベルのものでなければならぬと考えまして、法的拘束力のある市町村合併の特例に関する法律の住民投票の要件は有権者の6分の1であること、これは本市に換算すると15万人くらいになります。」ということで。それから、「地方自治法で定める条例制定改廃の直接請求は、有権者の50分の1であり、広島市では、それはその数字は2万人」ということです。あとはその、「徳島市の吉野川可動堰の是非を問う住民投票」については、これは全国的にもニュースになったと思いますが、「1か月で10万1,000人の署名が集まっていると、この10万1,000人は、約11パーセントですので、設定としては10分の1が妥当でないか。」と、そのような整理をしたということなのです。

後ろのページ（裏面）を見ていただきたいのですが、岸和田市は、4分の1ということで、署名要件を設定しております。この4分の1とした理由が、岸和田市の逐条解説に書かれているところによりますけれども、「議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求では、3分の1の連署により請求ができる。」と。「これが、法律の規定上、市民からの直接請求の要件で最も高いハードルだということなのです。それで、一方、その市町村合併特例法の40条では、50分の1以上の者の連署で合併協議会の～。」、ちょっと省略しますが、結論として、「6分の1以上の連署で住民投票を請求した場合、必ず住民投票しなければならないということになります。これが法律上最も低い拘束型の住民投票条例のハードルだということ。岸和田市が規定をしようとしている住民投票（条例）というのは、飽くまでも諮問型であり、上記の事例から軽重を判断すると、解散したり職を失うこととなる3分の1よりはハードルを低くすべきだと。ただ、（合併の）協議を始める合併協議会の設置については6分の1なのだけれども、その6分の1よりはハードルを高くすべきと考え、その軽重を判断して4分の1にした。」という考え方になります。

それから大和市につきましては、3分の1ということで署名数要件を設定しております。大和市につきましては、各号で列挙されている除外事項というものがない自治体になります。この自治体はですね、住民からの住民投票の実施の請求に必要な署名数については、市長の解職に準じて3分の1にしようということで整理をした自治体になります。これはかなり高いハードルの数ですが、その数が集まれば、第4項にあるとおり、市長や議会の判断には関係なく住民投票が実施されること。これは、ネガティブリストというものがなくて、なおかつ、当然、署名を集めれば、別に、議会の議決とかですね、そういったものがないということで、（住民投票が）自動的に実施されると。それから、住民投票は市の将来を左右する重大な事項を対象として実施されなければならないこと。また、それくらいの数の署名がなければ、前条に定めた住民投票の結果の尊重義務も生かされないということで、3分の1という数字として設定をしたということとなります。

それで、苫小牧市の方の行政素案につきましては、どのように整理をさせていただいたかと言いますと、6ページから7ページにかけてがその整理ということになります。

苫小牧市で4分の1に設定した論拠というのはですね、当然、住民投票で示された結果というものには、一定の影響力があって、また尊重しなければならないものだということ

で。また、必ず必要署名数が集まれば、住民投票を確定的に実施をされるということから、市長選挙における当選者得票数と同程度の数を求めるのが適当だということでも考えたということになります。その市長選挙での得票数なんですけれども、下のところの囲みにも書いておりますけれども、平成15年の市長選挙においては4万5,000、平成18年は4万3,000、平成22年は4万6,000ということで、約4万から4万5,000、4万6,000の間で最終的に市長当選者の得票ということになります。この数を割り返すと約3分の1ということで、約3分の1という数字になるんですけども、実際の地方自治法の直接請求、リコール請求に必要な署名数というものは3分の1でこちらは法的な拘束力があると。ただ、本市が制定しようとしている住民投票条例については飽くまでも諮問型なので、それよりは低い4分の1で住民投票を請求できるということで、行政素案としてはお示しをしているということになります。

一応、年齢要件、外国人住民の関係、必要署名数の考え方については、以上となりますので、御議論いただければと思います。よろしくお願いします。

●高野会長 はい、ありがとうございました。

年齢要件の部分からちょっと話を進めたいと思いますが、何かこう、「18歳にすべきか。」「20歳にすべきか。」という議論を他の自治体も含め我々の自治体でもかなり議論されてきて、まあ、結果18歳以上となっているという事情があります。その事情の理由としては、もう、ここに書いてあるとおり、「市民参加条例の市民政策提案制度が18歳ということになっているのであれば、それとの整合性を図るべきではないのか。」ということで、結論としては「18歳にすべき。」という結論を去年（市民検討懇話会の）導いたわけです。

ただ、やはり、それ以外としても、まあ「20歳の方がいいんじゃないか。」という理由として、当時、話が出ていたのは、ここに書いてあるとおり「公職選挙法での投票要件が満20歳以上である。」というのと、あと、「名簿を作るときに20歳以上だと公職選挙法の名簿（を利用できる）。これ、3か月に一ぺんですよね、更新されていくので、そういった部分で、もし急に（住民投票を）行いたいと思ったときに、比較的簡単にできるのではないか。」ということで、色々と議論はありました。その関係もあって、今、事務局の方から二つの（論点を）分けて、18歳にするか20歳にするかという論点を提示してもらいました。

その部分について、委員の方から何か質問等ありましたら、質問していただければと思います。

●竹谷委員 これですね、もし「18歳にしますよ。」というふうになったとするじゃないですか。それだったら、選挙人名簿というのですか、その名簿を新たに作らないといけないということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そうですね。

●竹谷委員 そういうあれ、ありますよね、デメリットとしては、極端な話。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●竹谷委員 20歳だったら、極端な話、「選挙人名簿をそのまま利用できるよ。」と。で、極端な話、何かあの、4分の1でもなんかできましたよと、そのときに名簿見せてくださ

いよって話になったときに、素早く対応できるのかどうなのか、それとも、さっき言っていた選挙人名簿だと3か月に1回、作るのかどうなのかというところの話になりますよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね。あ、よろしいですか。まず、18歳の要件にしても、20歳の要件にしても、選挙人名簿ではなくて投票資格者名簿という名簿を作ることになりますので、それは、18歳で設定をしても20歳で設定しても、住民投票用の名簿というものは作らなければならないという、「制度上は」ですね、そういうことになります。

ただ、実際にその、20歳を要件とした公職選挙法上の名簿が事実上、データとしてあるわけですよね。ですから、それをどのような形で連携していくのかということは、どのような形で名簿を作っていくのかということは考えていかなければならないと考えております。

●竹谷委員　それにプラスアルファの外国人住民ということですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね。

●高野会長　去年、この住民投票条例については検討したときにも、全く同じ意見が出ていて。その時には、まあ、外国人の場合は、今までは外国人登録とって、別に登録するように制度上なっていたんですけれども、24年7月だったかなと思うんですけれども、（平成24年7月）から、住民基本台帳上に、永住者であるとか外国籍を有している方も載るようになったという部分がありましたので、外国人の部分ピックアップするのは比較的、容易にはなっているんじゃないかというのは、当時、会議の中で話が出ていました。

ただ、実際それをやるとなるとどれくらいの手間とコストがかかるのかというのは、多分、やってみないと分からないのでという結論で、当時、選管の方からは話が出ていたとは思うんですよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　どのような形でシステム組んでいくのかということになりますので。市としてはですね、なるべくお金のがからないような形の方策を考えていかなければならないかとは、当然、考えております。

●高野会長　はい。

●谷岡委員　大体、アバウトで、外国の人ってのは、どれくらい苫小牧市にはおられますか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　対象となるのは約200人です。あの、住民基本台帳に登録されている外国人住民が約450人。そのうち一般永住者、特別永住者を対象としておりますので、その内の200人ということになります。

●佐藤副会長　この外国人も、基本的に発案者にはなれるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　はい、なれます。

●佐藤副会長 そうですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） からくりとしてはですね、投票資格者名簿に登録されている者が申請をしてくるということです。

●佐藤副会長 ですね。

●竹谷委員 18歳と言ったら極端な話、高校生ですよ下手すればね、高校生くらいですよ。これ、もし18歳となった場合、どうなんでしょうね。学校とか学校の周辺で「私は、反対です」とかって、何か、あれしたりとかって（ないのでしょうかね）。

●高野会長 それは、これ、多分、おいおいその、素案の後ろの方で確か「住民投票運動」、これ、素案のページで言うと30ページなんですけれども、「投票運動は、原則、自由である。」と。ただ、ただし書ということで、「買収等々ほか、投票資格者の自由な意思を拘束する若しくは不当に干渉され、市民の平穏な生活環境を侵害されるものであってはなりません。」となると、まあ、「そういう学校の前とかでやるのはいかがなものか。」という問題にはなるとは思います。

●竹谷委員 うん、そうだよ。

●高野会長 多分、ここで引っ掛かってくるのではないかと。ただこれ、まあ、罰則規定があるわけではありませんので。市はどの辺まで注意勧告、その、市民運動をやっている方に、注意勧告するのかという問題には、多分、なってくるのかなとは思いますが。

●谷岡委員 大体、18歳から20歳くらいでどれくらいの方がいらっしゃるのか、それはアバウトで結構です。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 18歳、19歳で約3,000人。ですから、20歳の場合に比べて3,000人、増えるという考え方です。

●谷岡委員 これは19歳と20歳を合算してですか、大体。

●佐藤副会長 18、19ですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 18歳19歳で、3,000ですね、二つの年齢で。

●佐藤副会長 これ、大体、多分、毎年同じくらいなんですよ。大体、推移していくと。

●高野会長 ほか、何か。

●水口委員 20歳ということなんですけれども、公職選挙法から見るとそういうことなんですけれども。まあ、ここに書いてある今後のことを考えると「18歳でもいいんじゃないかな。」と思うのと。ただ、この論点を見ると、(資料「年齢について(論点)」に掲げている「年齢満18歳以上の者を投票資格者とする主な論拠」の中の)2番(の若年層へ

の政治的な意識の喚起）、3番（未成年者に対する政治的啓発、教育的効果）が、何となく希望的憶測というか、そういう感じがすごくするんですけども、まあ、こういうふうになれば、やったかいがあったかなと思いますけれども。

ただ、この年代層というのは、選挙権はありませんけれども、若年者は選挙に行かないというのが顕著に表れていますから。その辺がどうなのかなという（疑問がありますが、そのような）ことになればですね、すごくいい姿だと思いますけれども。

●高野会長 ちなみに、この、市民参加条例の政策提案制度を18歳にした理由って、どういう根拠が18歳って、当時、定めたのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、ここに書いてあるとおりになるのですけれども、社会人としての年齢を考慮して18歳にしたということになります。

●竹谷委員 これ、何年前ですか、これ決まったの。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 平成21年4月施行で、平成20年9月議会で決まっております。

●谷岡委員 比率から言ってもそれほど多いわけではないので、やはり、僕も、18歳から参加するということはいいことではないのかなと思いますね。

●佐藤副会長 だから、外国人も含めて、苫小牧市が「ある程度、開かれた意見を聞く。」という前提に立てばね、私は、18歳でいいと思いますし。実際、市民でのボランティアってのは、結構、高校生もたくさんやっていますし、下手な無関心な大人よりはね、色々な所に参加しているし、色々な情報とか新しい提案もしているしね。市もそういう形で、結構、やっているの、私は非常にいいんじゃないかな（と思う）。

で、外国人も、さっき「発案者になれますか。」と聞いたのは、やっぱり、外国人の立場で「こうあったらいいだろう。」という意見もね、十分、入れられるんだろうと。だから、日本人だと分からない感覚ってものをまた入れれると思うので、それはすごくいいんじゃないかなと思う。

●谷岡委員 賛成です。

●佐藤副会長 だから、ここに書いてある2番目と3番目は「飽くまでも、何か、おまけの文章だな。」と。やっぱり、市民政策提案制度がそうになっていけば、やっぱり18歳にすべき、逆にすべきではないのかなと思いますね。

●高野会長 これを20歳にするというのであれば、この市民参加条例自体も直さなければならない、直さなければならないので、

●佐藤副会長 （市民参加条例）も直す、逆に直した方がいいと思う。

●高野会長 まあ、多分、市民参加条例を制定するときにそういった事情があったというのであれば、まあ、それに従うという話になるのかなと。

●佐藤副会長 それに（従う）。それが一番の根拠（だと思います）。下の方（の2番目、3番目の理由）は「何となく、あったらいいな。」という（希望的観測）。

それと、先ほど言った名簿に関してはですね、昔のような手書きじゃなくて、コンピュータのボタン1個押せばね、みんながやっているエクセルの大きいのであったりボタン一つ押せば、バーっともういくらでも入れ替わる時代ですから。「そこに手間がかかる。」というのはね、「反対する側」とすればそうでしょうけれども、実際は、何も（手間ではない）。何も無いと思うんですよ。ボタン一つ「ポン」と押せば、多分、勝手に18歳からパッと入ってきたり、パッと、それは、もう、そうなるんだと思うんでね。ここで「面倒だ。」ということは、担当者が面倒なだけで、事務的な手続として、システムとしては何の（手間はない）。それを言う事自体が逆に、ちょっと、（理由としては）お粗末かなという感じがしますね。

●高野会長 全ての自治体が電算化されて、

●佐藤副会長 電算化されていて、本当に、

●高野会長 住民基本台帳については間違いなく電算化されていますから。まあ、戸籍はされていない所もまだ少々残っていますけれども。

あとは、その、議員との意見交換会が大分前に配られたものを見たりすると。投票資格の年齢要件については、「高校生は、現に親に扶養されているし、義務と権利はイコールで、税金を納めて権利を主張すべきである。」というふうに述べている議員もいらっしやいますし。まあ、「国民投票と選挙権をセットで考えるということであれば、18歳にすべきじゃないんじゃないか。」という意見ももちろん出てはいますけれども、飽くまでも、主要な意見としてはその二つ程度しか出ていませんし。

外国人の投票資格という部分についても、これは、イデオロギーの問題、議員さんですから、自分の政党のイデオロギーの問題ももちろんあるとは思いますが、「外国人に選挙権を与えるな。」というふうに考えている政党もありますし、「いいんじゃないか。」と考える政党ももちろんありますので。あまり、当てになる意見ではないのかなと。税金を納めて権利を主張するのなら、「まあ、消費税を納めているから、いいんじゃないか。」という話も出てきますから。

●佐藤副会長 出てきますよ。「税金を納めている。」となると、「税金を納めていない人は、どうします。」という話になりますからね。みんながみんな（税金を納めているわけではなく）、22歳だって、税金を納めていない人は、たくさんいるわけですから。それは、おかしいと思いますよね。

●高野会長 そうなんですよ、住民税の非課税世帯はどうするのかとか。そうなんですよ。だから、これは、根本的にまあ、あまり役立つ意見ではないのかなとは思いますがね。

●佐藤副会長 「ジャパニーズ・オンリー」って言って、この前のサッカーみたくね、無観客試合に追い込まれちゃうよ。

●高野会長 別にその、「税金を納めているから、権利を主張できるのか。」というわけではないということなので。その部分ではないので、

●佐藤副会長 はい。

●高野会長 飽くまで、住民として、市民として自治体に籍を置いて生活している方に、色々な問題が起こったときに、こういう制度を利用できるということなので、そこはそういうふうを考えるべきではないというのがもちろんあると思います。

●高野会長 まず、年齢要件の部分については、いかがでしょう。年齢18歳以上の方に投票資格要件を付与するという考え方でよろしいでしょうか。

●竹谷委員 異議なし。【委員了承】

●高野会長 はい。

●水口委員 ただね、言葉でね、「18歳以上」という言葉が私は好きなんですけども、公職選挙法では、すごく引っかかっているんだけど、「18年以上」となると、

●佐藤副会長 「18年」って、言葉ね。

●水口委員 これは「18歳以上」でも、それは、条例としては、そっちを守ってやらなくてもいいんでしょ、どうなの。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 法律上の用例としては、「歳」と書いてあるものもありますし、「年」と書いているものもございますので。そこは、もし「年という書き方が（気になる。）」ということであれば、そのような対応は可能かと。

●水口委員 「歳」の方がなんとなくしっくりするというか、どうも「年」というのは（しっくりこない）。国で決まったことだけど、これは、「歳」の方でもいいんでしょ。

●高野会長 それは、その、まあ、法制担当に（審査が）回って、実際にその条例化されて、法制担当に回ったときに、どう判断されるか（というのもありますので）。法制担当の判断にもまあ、関わってくるのかなとは思いますが。ただ、市民からの意見として、要望としては、「年」より「歳」の方が親しみがあるんじゃないかという話に、まとめておいてもらった方がいいのかなとは思いますがね。

●水口委員 そうですね。

●高野会長 まずは、年齢のところは、そういう話で、先に（議論を）進めて。

「外国人の住民について」という部分なんですけれども、今、ちょっと色々な委員からの意見が出ていたように、人数的には200人程度を想定しているという状況だと思います。で、今後、苫小牧でその200人が急に2,000人になるとか、1万人になるとかというのは、多分、想定はされてはいないと思いますし、たとえ、実際にそうなったとしても、生活基盤をそこに置いて暮らしていただいているという部分と、まあ、自治基本条例上も、外国人の住民も、まあ、「住民」という言い方を自治基本条例ではしていませんが、「市民」というふうに（外国人住民を含めて）捉えている以上、そういった部分も考えれば（外国人住民も）入れなければならないのかなとは思いますが、この部分について、他

に何かありますでしょうか。

●竹谷委員 議会側はすごい反対ですね、これ、見たらね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 議会との意見交換の（資料の）見方なのですけれども、まず、会派の意見として答えているということではなくて、それぞれの、個々の一議員の意見として答えているもの。あとは、全て、当然、原案に賛成している場合は意見を言っていないということも考えられますので、そこは「載っている意見が全てだ。」ということで判断されると、なかなかちょっと難しいところがありますので、そこをお含みおきいただいてですね、資料の方は活用していただきたいということで。

●水口委員 それは、そうですね。

●高野会長 ただ、まあ、この載っている意見というのは、至極当然というか、よく議論されている部分ではあるとは思いますが。ただ、そこをうちの自治体で議論すべき話なのかどうかというのも、ちょっとまあ考えなければならないとは思っていますので。

●佐藤副会長 外国人登録というか、だから、登録はもちろん外国人としての登録でしょうけど、市民として別にそこに色を付ける必要性はないのではないかと思いますね。

●高野会長 この外国人の永住者と特別永住者を入れるときの話というのは、(どうだったんですかね。)

●福井委員 自分が、結構、決定的なことを言ったんですけども。自分の子供の頃からの友人で、聞いてみて初めて「ああ、外国人だった。」という人が、苫小牧にすごくたくさん居たんだと。で、その人たちは、特別な考え方があるわけではなく、ただ親がたまたま外国籍であっただけで、特に「選挙権が欲しいから、日本に国籍を変える。」だとかって、そういうのが全くないんですね。それで、かと言って「外国人だから、市のことは関係ない。」ということでもなく、まちづくりを一生懸命やっている人もいます。で、その人たちがある程度の年齢になって、「じゃあ、議員を動かそう。」と思って、議員さんのところに話を持っていくと「あなたに選挙権はないから、話は聞けない。」だとかという話をよく聞いたので。前向きに苫小牧市のことを考えてくれている（人たちもいる）。本人の意向というよりも、親から受け継いだ今までの主義があるのかどうかは分からないんですけども、まあ、そういう点で、外国人になっているという人は、少なからず多いんじゃないかなというのがありましたんで。

かといって、人数的にも、そこがすごいボリュームを占めるわけでもなくて、そこが全員であるところに投票したにしても、そんなに大きな影響はないだろうということもあってですね。「外国人、いいんじゃないか。」と。前向きさがもっと増えるんだったら、なおさら市民の（ためになるというか）、何て言うんでしょうかね、（市民の）レベルを上げるというか、市民自治を活性化させるためにも、そういう人たちを取り込むのがいいんじゃないかということで、何となくそういうふうに（市民検討懇話会では議論が）収まっただけです。

●竹谷委員 極端な話、外国人で（署名を）5分の1集められたらちょっと、何なんだった話になるんだけど。200人くらいならね。

●佐藤副会長 実際、200人しかいない。

●竹谷委員 うん、別に問題はないんだと思いますけどね。

●高野会長 その、去年のその話のときに、そこ、そんなに深く話が出てこなかったようなイメージがあるんですよね。「当然に、いいんじゃないの。」かと。

●佐藤副会長 当然に、私は当然に、いいのではないかと思います。

●高野会長 だから、その当時の東会長がまとめた話としては、東会長は駒大の先生ですから、大学に来ている留学生のような、

●福井委員 ああ

●高野会長 ああいう1、2か月で短期で来ている人ももちろん、長期で来ても1年、2年とか、そういう人にまで（権利を）与えるべきなのかといわれると、やはり、それはどうかと。

ただ、永住者、特別永住者のように10年も20年も暮らしているような人には、そういった権利を与えてあげても、与えるべきではないかというような話が出ていたので、そういったことを考えると、特別永住者、永住者の部分については、対象にしましょうという結論に達したと。福井さんの意見も含めて、導いたという結論があったんですよね。

●福井委員 そうですね。飽くまでも「苫小牧市においては」ですね。これが浜松だとか、ブラジル人がどっさりいて、「ある程度稼いだら、国に帰る。」だとか、そういうところ（自治体）ではないので、本当に、さらっとした感じで、「全然、問題ないね。」というふうには収まったとは思いますが。

●高野会長 外国人の論点についても、行政素案どおり、「永住者及び特別永住者には、住民投票の権利を付与します。」という結論で、問題ないでしょうか。

●竹谷委員 はい、異議なし。【委員了承】

●高野会長 次は、署名数、投票資格を有する人が、署名数どれだけ集めるのかという問題、お話ですけれども。

●佐藤副会長 10分の1とやっぱり3分の1って、ずいぶん差がありますよね。

●竹谷委員 これ、川崎市の10分の1ってどれくらいなんですかね、大体。

●佐藤副会長 川崎市って、40、50万いるんでしょ、もっというんですか。

●竹谷委員 政令指定都市ですもんね。

●高野会長 もっと、いる。100万単位でいると思います。100万としても、10分

の1ですから10万人ですからね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 川崎市は142万5,000人

●佐藤副会長 したら14万人でしょ、14万人集めるって言ったら、至難の業だよな。

●高野会長 至難の業だと思います。あの規模の自治体で集めるとすると、ほぼ、困難だと思います。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 署名数につきましては、人口規模がかなり影響するところがあるということです。

●佐藤副会長 ですよな。

●高野会長 何か資料ありましたよね。人口の書いてある、この前の、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 第2回目の会議で「常設型住民投票条例項目別一覧表（住基人口10万人以上）」というものを出示しておりましたけれども、そこで19市の要件について載せてあります。

●高野会長 人口規模に応じて、多分、この部分についてはある程度（分かる）。飽くまでその、地方自治法上のリコール請求等については3分の1ということに法律上規定されているものですので、それはもう、いじりようがないのだろうとは思いますが。まあ、住民投票は飽くまで結果を拘束されるものではありませんので、そういった部分でも、まあ、その、自治体のその規模、特性に合わせて色々と調理していく必要があるのかなと思います。

●佐藤副会長 これ、広島市の場合は、これは「集めたら、議会関係なくやれる。」ということなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そのような形になります。

●佐藤副会長 そういうことですよな。だから前からここで何回か出ていた「集めたけど、消される。」という心配はないんですよな。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そのような設計をしている自治体は、ほぼ、ないと思います。

●佐藤副会長 ないんですね。

●高野会長 あとは、これ、まあ、前回の議論と多少は絡んでくるのかなとは思いますが、除外事項のその有無というんでしょうかね、まあ、規定の仕方も恐らく多少は絡んでくるじゃないのかなと、その集める要件として。まあ、その根拠としては、神奈川県大和市は、事務局から説明ありましたとおり、除外事項は何一つ載っていませんので、こういう自治体で、例えば神奈川県大和市は（住基人口が）23万1,000人ですけど

も、実際にこれよりは名簿の人数は少ないとは思いますが、これの例えば10分の1とか、そんな人数で「除外事項なし」でやられると、確かに「頻繁に、住民投票できるのではないか。」というふうになってしまうので、神奈川県大和市は、恐らく資料がないので何とも言えませんが、推測されることとしては、除外事項がない代わりにまあ、「3分の1」というかなりハードルの高いところを置いて、「本当に重要なものときのみだけ提案を、それをやろう。」という、多分、話なのかなとは、何となくこの資料上、見えてくる部分ではあるとは思いますが。

●佐藤副会長 私は個人的には、こういうのは本当にハードル高くても、途中で消されないという方が市民にとってはやりがいがあるような気がする。どんなに頑張っても4分の1取ったところでね、いや、「消される」という言葉がいいか悪いかは別としてね、消されてしまうよりは、3分の1って非常に高いかもしれないけど、消されないで住民投票ができるという方が、何かやりがいがあるなど。

●福井委員 えっ、4分の1でも、消されないんじゃないですか。

●佐藤副会長 議会で反対したら、消されるんじゃないですか。

●福井委員 議会、関係ないです。

●高野会長 いや、（議会）関係ないです。

●佐藤副会長 関係ないの、

●高野会長 ただ、その、署名を集める期間、これ、1か月ですよ。1か月で3分の1となると、

●佐藤副会長 そこが難しい。

●高野会長 4万7,000人ですよ。

●佐藤副会長 1か月でやれっていうのは、難しいね。

●高野会長 逆にそれが2か月になると、また、「だらだらとやるのも、どうなのかな。」という。まあ、答えとして、まあ、例えば、また、話、ちょっと戻りますが、その、市の重要な事項がどうなるのかこれから議論しなければならないとは思いますが、まあ「原発ができる。」とか、「オスプレイが千歳基地に配置されるから、じゃあ住民投票しよう。」といったときに、まあ、ある程度、結果は急ぎますよね。国に対してモノを申す、求めるといった場合については、ある程度時間的な制約というのがあるので、それが2か月署名集める期間で、とりあえず3分の1集まっていったときには、もう答え出ているということも全くないわけではないと思うので、やはり1か月程度である程度、具体的なその数字を、集められそうな数字を想定しつつ、なおかつ、あんまり濫発されないような数字ということで、4分の1と。

あと、市長選の投票率の数からいけばまあ、4分の1くらいがやっぱり最低でも必要ではないかなという結論を去年は導いていた気がします。

●佐藤副会長 でも、これはあれでしょ、極端な話、まあ、若しくは2か月以内と決めたとしますね。若しくは3分の1と。「3分の1を2か月以内に集めなさい。」と。ただし、「1か月で集まった段階で、それを出せばできる。」とか、その、フレキシブルささえあればいいわけでしょ。若しくは今言ったようなそういう例でいけば、「どうしても1か月くらいでやっていかないと間に合わない。」というものであれば、自分たちが頑張れば1か月で出てきた段階で、「何がなんでも1か月あるから受付をしない。」という話ではない。そのフレキシブルささえ持てば、いいんじゃないですか。

●高野会長 その辺は、どうなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、1か月というのは「なぜ1か月か。」ということですが、直接請求で3分の1とか、50分の1の数の、国の法律上、住民投票が確実に実施、ああ、（間違いました。）住民投票は、50分の1は住民投票ではないですが、直接請求として署名を集めなければならない期間というのは、通常的一般市であれば1か月と決まっています。で、政令市とか都道府県は2か月ということを決まっています。

それで、1か月というのは、それにならっているという考え方なんですけれども、例えば「6か月で4分の1の数を集める。」ということと、「1か月で4分の1の数を集める。」ということでは、その数の持っている意味合いが変わってくると考えております。それで、片方ではその、1か月以内で集めるという制度がある中で、例えばあの、2か月とか3か月というその月数に合理性があるのかということを考えていったときに、3分の1、6分の1という議論を仮にしたときに、それは法律上の1か月というのを当然、想定しながら6分の1であったり3分の1であったりということ考えたときに、「じゃあ、2か月というのはどうなんだろう。」ということなんです。それで、当然、国の方で考えているその制度にならって、同様のものを作るということ考えたときに、そこを延ばすのはどうなのかということで、そこは1か月という考えで制度設計したということです。

●佐藤副会長 ただですね、市長選にしても、市長選は若しくは「何月にありますよ。」というのは、もう1年も前から分かっていることじゃないですか。で、公示期間があったりする。でも、こういうものっていうのは突発的に、まあ、要するに出てくる。「出さなきゃならないというものが、出てくる。」わけですね。

で、だからその、前に何回か協議したように、大きな組織団体であれば、それは、1か月でも可能ではあるのだろうとは思うんですね、大きな組織団体が何かをやろうとすると。で、多分、国なり市が考えているのは、そういう行政的な少しこう、力のあるところがやろうとすればね、法律的に1か月は可能でしょうけれども、市民というあの、何ていうのかな、やっぱり弱い組織団体がこう、もう一度、苫小牧市民に訴えようとするときにね、果たして準備をして1か月でね（できるのでしょうか）。

10分の1だったらいいんだと思うんですけど、3分の1というですね、消されない状態にやろうとすると、市民の立場で言うと、「1か月でやれ。」というのはなかなか難しいと思いますね。

我々は、美術館の時に1万4,000票を集めましたけれども、あれだって、何だかんだ1か月ちょっとはかかりましたからね、1万4,000票を集めるだけで。これを何万も集めるとなると、多分、大きな組織団体じゃない限りは、難しいんじゃないでしょうか、現実問題として。で、若しくは「4分の1で一生懸命ね、1か月で集めました。」と、それで、私、くどいようですけども、「(署名を集めて請求を)出しました。」「議会で反対さ

れて消されました。』、となると、誰もこれは、（住民投票の請求を）しないんじゃないですか。

●福井委員 その、さっきから「消される。」って、何ですか。

●高野会長 多分、4分の1の市民発議だったら、別にこれ、絶対、条例上もう住民投票しますという（ことになりますよね）。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、証明書を交付してから1か月ですから、

●佐藤副会長 証明書を交付はするけれど、

○事務局（中村市民自治推進課主査） それで（署名を）集め切ったものは、確実に実施されますので、そのようなことはない。

●福井委員 議会は通さないんですよ、はい。

●高野会長 （確実に実施）されるんですよ。

●佐藤副会長 必ずやるんですか、議会は通さなくていいんですか、なるほど。

●高野会長 ただ、1か月でも2か月でも、別にその期間は合理的な説明ができれば、制度上は設計がいくらでもできると思うんですけども、恐らく2か月とかになると、同じ署名簿に何回も署名している人が、絶対に出てくると思うんですよ。その、違うところでも書いて、そして、結局、そのチェックに多分、時間を要して、余計な時間を要するので、30日くらいの方が、1か月くらいの方が、まあ、事務局が言うように、重みの問題というのももちろんそれも含みますし、事案がそういう、これをやるような事案というのは、かなり盛り上がりのあるようなものをおそらく想定していると思いますので、「そういうのも2か月とかっていう長期をかけてやるべきものなのか。」という問題ももちろんありますよね。

●佐藤副会長 これは、市に申請する前に、若しくは「我々はこれからこういうことをやりますよ。」ということ若しくは1か月前からね、騒ぎまくるのは違反になるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、抵触するものはございませんので、これが例えば犯罪に当たるようなものであれば、当然、難しいのでしょうけれども、あの、その証明書の交付を受けてから1か月ですので、3か月、4か月、そういう運動をしておいてからそれ（証明書の交付申請）を出すということは、それは可能ですよと。

●佐藤副会長 なるほど、そういう運動をされていて出すことは可能と、なるほど。

○事務局（中村市民自治推進課主査） で、また、住民投票というのはその、ささいな事案に対して行うわけではなくて、その一定程度の大きな盛り上がりを見せて、色んな議論を前段でして行って、「それでも決着が付かない。』、っていうときに、「そうしたら、最後、住民投票で（決着を付けよう）。』というようなことをやはり（想定している）。そういう性

質のものだと考えておりますので、当然、そういう市を二分するような大きい議論であれば、当然、そういう大きな団体はそういう署名を集めてくるのに当然関与してくるかと考えておりますので、あの、例えば「一個人が出せないというのはどうなのか。」ということ考えたときに、一個人がそういう署名を集めるような、団体の支持が例えば得られないような内容で、市を二分するようなものを、住民投票の対象とするのかどうかという考え方になるかと思えます。

それで、行政素案については、その4分の1というのはやはり大きい事案、なおかつ、当然、大きい議論が起こっている中では色々な団体が当然、関与してきた中で集まってくる署名数ということを考えて4分の1という整理をしたということになります。

●竹谷委員 いや、極端な話、4分の1が妥当なのか、極端な話、1か月で集めるのに、4分の1が妥当なのか、それとも5分の1が妥当なのか、そこですよ、論点としてね。一番、極端な話、「市民の人が住民投票してください。」「出しましたよ。」、けど「1か月」、「30日やりましたよ。」で、けど、ある程度、そこの見極めだと思うんです。30日、1か月の見極め。それが4分の1が正しいのか、5分の1が正しいのか、やっぱり6分の1が正しいのかというところが、落としどころだと思うんですよ。

●佐藤副会長 事前（運動）ができるということだよ。

●福井委員 でも、あの、発議というか、申請する前には、1人で頑張ろうとは思わないで、やっぱり色々な人との「どうだ、どうだ。」というのが当然あって、

●佐藤副会長 いや、そうそう、それはそうでしょうね。

●福井委員 ましてや、市を二分するような話になっているわけですから、色々なところがもう、動くということですよ。

●佐藤副会長 動くということですよ。

●福井委員 それで、この間の、全然、話が変わりますけど、児童相談所の署名だって、1か月も経たないで確か5万くらいバンと集まっちゃったみたいな感じですから、やっぱりみんな関心があるところの人が、パイが大きければ大きいほど、すぐに集まるんじゃないかなと思うので、その実現可能かどうかということよりも（関心があるかどうかということではないか）。

最初はね、「市長選挙と同じくらいでいいのではないか。」と。当然、二分しているわけですから、二人の候補が出たときの勝った得票率みたいなところで収まっていたと思うんですけども、「それはちょっと高すぎるから、ちょっと下げましょう。」という。何か、いいところで収まっているような気はしますが、4分の1って。

●高野会長 あとは、その4分の1、その数字の妥当性は本当に、人口規模にもよると思うのですよね。

●佐藤副会長 まあ、ただ、苫小牧、17万が20万になるわけじゃないだろうから。

●高野会長 隣の安平町で住民投票条例、これは去年の12月かな、にできたんですけれ

ども、そのときは確か10分の1だったんですよ。で、人口8,000人しかいないくて、20歳以上の有権者の数が6千何百人ですよ。だから、1,200人くらい署名集めれば、住民投票できるんですよ。

ただ、安平町の場合は、追分と早来と町を合併して一つのまちでの1,200ちょっとという多分、考えであれば、なかなか、まあ、追分に住んでいる人と早来側に住んでいる人とのつながりっていうのは、やっぱり希薄ですから。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 安平は6分の1です。

●高野会長 ああ、6分の1でしたか。それでも1,200くらいでしたよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ええと、7,200の6分の1ということで、1,200。

●高野会長 やっぱりそうですよね、1,200人って、結構、すぐ集まりそうですよね、それだと、ちょっと力がある議員か何か（動けば）。

●佐藤副会長 そういう意味では、「4分の1」の「1か月」というのは、妥当なところなんですかね、やっぱり。自治体の規模から言えばね、おかしな数字ではないですよ。

●高野会長 そういうのを考えれば、自治体の規模から言えばね、4分の1くらいはおかしな数ではないのかなとは思いますが、それがさっきの年齢要件の話とは多少は絡んでくるんだとは思いますが、3,000人増えるだけです、そんな大きな数字ではないとは思いますが。

●佐藤副会長 いいところでしょうね。戦略を立てれば可能ですよね。

●福井委員 戦略を立てればね（集められるということです）。

●家守委員 4分の1っていうことを考えたときに、他市の苫小牧市と同規模くらいの10万人以上の都道府県のところだったりとか、あと、直接請求での実績というところも、その4分の1の妥当性というか、比較だったり検討だったりというのは、できたりしないんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、先ほどお示しをしております住基人口の項目別一覧（常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上））のところですけども、あの、岸和田市が20万人で4分の1という設定をしております、あと、まあ、基本的には10万人以上ですので、大体、似たような人口規模の自治体が出ておりますので、その中でも色々ばらつきがあるということです、自治体の中でどのような考えで整理をするのかということになるかと思えます。

それから、直接請求、本市における直接請求についての事案というのは実際のところ来ていないので、直接請求の条例制定とかという事案は、苫小牧市にはないということになります。

それから、あとはその、署名。よく請願とかですね、陳情とか要望が市に色々出されることがあるんですけども、そういうときに「署名は（要望や陳情に）必ず必要ではない。」

んですが、連名で色々出してくるというケースがありまして、そのときには、例えば「はなぞの幼稚園の存続に関する請願署名」については、1万1,000という数字になります。比較的、大きいものというか、最近、行われたもので押さえているのは、そのような形になります。

●家守委員 請願においても1か月以内という、そういう制約があるのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） いえ、請願というのは、基本的にはその、署名要件とか、そういうのはないわけです。まあ、署名書かなくても出せるわけですね。ただ、「そういう人が多いですよ。」ということで、それを連名で出すというようなことで、署名を併せて提出しているということです。

●佐藤副会長 （要件としては、）いいところなのかな。

●高野会長 大きな自治体、札幌市みたいな自治体で4分の1だったら、えらい大変なことになりますから。あと、まあ、これだけ見たら何とも言えないですけども、さっきの安平町のように市町村合併をしているような自治体で、やはり隣の自治体と合併している、とは限りませんよね、飛び地のところもちろんありますよね、日高町とか。ああいうところで実際にこういう条例を作ったときに、その署名の要件を何分の1にするのかというやっぱり問題も多分、出てくるのだとは思うのですよね。

まあ、うちの自治体は隣の自治体と一緒にやっていてはいるわけではないですし、この事務局で作ってもらった資料を見ても、隣の自治体と合併したようなところは何かあんまりなさそうな。岩手県奥州市とか、この辺は合併しているのだと思いますけれども、まあ、そういった部分でその、地域のコミュニティの場所によってやっぱり変わってくる部分ももちろんあると思いますので。そういった部分で、隣の町と合併したけれども、元々の〇〇町の役場と△△町の役場とあるようなところでの、例えば「住民投票で何かやりますよ。」って、決めるってことって、多分、想定されていたとしても、なかなか、やっぱり、こっちの自治体でできるんだったら、こっちの人たちは「ワッ」と盛り上がるのかもしれませんが、旧△△町の人たちは「あんまり関係ないよね。」というような感じになってしまうかもしれませんので、そういった部分を踏まえると、数字っていうのは、その自治体に応じて、ある程度、自由裁量的に考えられているのかなと。

で、苫小牧市の場合は、一応、一つの自治体ですから、それで人口も17万人程度であれば、4分の1くらいがが妥当な数字ではないかなというところに落ち着くのかなとは思いますが、いや、やっぱりこれ、3分の1の方がいいっていう委員の方もいるかもしれませんので、もし、そういう意見があれば言っていただければ。

●高野会長 もし、なければ。

まあこれ、別にここで今、作ったものが絶対、次、変えられないというわけではないと思いますので、自治体のその、状況、今後の。20年、30年経ったときにどうなのか、人口が急激に減るといったこともないわけではないわけではありませぬので、まあ、そうなったときには、また、改正すればいいという状況かと思っておりますので、今のところ苫小牧市の人口は、多分、ほぼ横ばいか、若干減くらいというところで市役所の方で考えているようなので、それを考えると4分の1くらいが妥当な数字なのではないかと思うのですが、皆さん、4分の1という数字でよろしいでしょうか。

●谷岡委員 はい。【委員から了承された。】

●高野会長 それでは、とりあえず、今日の話し合わなければならない部分については、一通り話し合いをすることができました。まだ、時間はありますので、事務局の方から先ほど出ていたとおり、まあ、素案の他の部分に関して、前回も何度か出た「市の権限に属する事項」の部分もちろん含むとは思いますが、他の部分についてももちろん、確認しておきたいという部分があれば、発言していただきたければと思いますが。

●佐藤副会長 これ、いつまでやるんでしかたね。いつまでに出すことになってましたか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 現時点におきましては、スケジュールといたしまして昨年の9月にお示しをしております「5月に答申」としていただいておりますね、条例提案に向けて進めていきたいと考えております。

●佐藤副会長 5月でしょ、今、もう、4月ですよ。

●谷岡委員 あと2回ですね。

●佐藤副会長 それは何かもうちょっと延ばして、「もうちょっとやろうや。」ということはないものなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、一応、事務局案といいますか市長案といいますか、現在、市として進めていく方向としては、5月に提案をいただきたいということで考えておりますが、ただ、それは、当然、議論によりますので、議論の中でですね、「もう少し時間を取るべきではないか。」とか、そういうような意見が仮にあるとすれば、その中で、まあ、あの、調整というのは必要になるかと考えておりますが、現時点では5月に答申をいただきたいという前提で進めていることになります。

●高野会長 今、その、このタイムスケジュールの話が出たのですけれども。ただ、前回の審議会のときに、「市の権限に属する事項は、どうするのか。」という宿題を事務局の方に出したという事情とですね、まあ、18歳以上のその、高校生もちろん含むと思いますけれども、そのような方を対象とした住民投票条例を制定するという以上、市民の方への周知の部分について、ある程度の時間を必要と、要するというふうに、私自身、考えているのですけれども、そういった部分も踏まえまして、一応、5月というスケジュールになっているようではございますけれども、まあ、そういった市民周知の部分と、検討を要しなければならない項目がやはりある以上、ちょっとあと1か月で答えを出すというのはなかなか難しいのではないかとこのふうには思っているのですが。

スケジュール的には、例えば延ばすということは、事務局としては可能というふうには考えているということで、よろしいのでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、会派ごとの意見交換会の中でもですね、市議会議員さんからの意見としてですね、「住民投票というのは、そもそも何なんですか。」ということをよく（市民から）聞かれる。」という、ある議員さんからの発言があつてですね、それで、よくそういう声を耳にすることもあるので、そういう制度周知といいますか、住民投票制度、まあ、行政素案の内容もそうなんですけれども、市民周知につい

ては、当然、様々な方策でやっていかなければならないのではないかとすることは考えております。

ただ、あの、具体的に、今は5月に提案をしたいということで進めておりますけれども、その中で市民周知の方策とかですね、何か御意見があるとすれば、推進会議のメンバーの皆様、今、市民周知ですね、住民投票条例の制定に向けた市民周知の在り方といいますか、そういったところも御議論いただければ、それを踏まえて検討していくという形になるかと思えます。

●佐藤副会長 多分、いや、我々の会がそこまでやるのかどうか分からないのですけれどもね、結局、色々な審議会でも我々意見を言っても、「それをどうやって本当に伝えるんですか。」というところが、大体、今までなくてね、役所的には「広報で伝えましたよ。」「〇〇で伝えましたよ。」ということで、大体、いつも終わって、せっかく審議会やったんだけど、なかなか市民に伝わり方というのは、「あとは行政の方法だけ。」っていうのは多いですね。

で、あとで結果だけ聞くと、「いや、いつもの方法だったんだけど、よく伝わってない。」っていうのが多い。だから、せっかくここまで来たんで、もうちょっと我々とする、行政に「こういう方法で、もうちょっと広げる方法を提案しませんか。」とか、「どうなんですか。」というのが（あってもいいと思います）。

せっかく時間かけてきたのでね、何か、この先、ただ「ぼん」と（投げて、）このまま行政に「はい、（どうぞ。）」というのも、どうなのかなというのがありますけれどもね。

●高野会長 例えば市長の選挙があるので、何ともそのところは言い難い部分があるのかもしれませんが、例えばタウンミーティング、まちかどミーティングですか、その中で、共通テーマということで三つぐらい毎年、「財政について」と、まあ、あと「危機管理」と、去年は何でしたっけ、「健康」でしたかね。何か、毎年、三つぐらい共通テーマがあって、あれはその、町内会に「どんなこと話して欲しいんですか。」というのを一応、伺いを立てて、「特に何もないですよ。」といったら、その共通のテーマをしゃべっているという話だと思うんですけど。例えばそういったところで、まあ、そのときにもう、この素案というか、まあ、それが答申されているかどうかは、ちょっと分かりませんが、もし、答申されてなかったとしても「住民投票というのは、こういう制度である。」ということを、まあ、市民向けに説明する絶好のチャンスなのかなと。

まあ、各町内会、80ぐらいでしたっけ、町内会。

●谷岡委員 83です。

●高野会長 83、実際にそのような数で、連合とかになっているところは、そこで1か所でタウンミーティングしているところももちろんあるのでしょうけれども、それでも60近くは回っているとは思いますが、で、そういった部分で、「住民投票というのは、こういう制度ですよ。」、で、まあ、「今、こういう制度を考えていますよ。」と。それで、市民の方から直接意見をもらって聴くと、まあ、市長も行きますんで、市長自らの考えももちろんあるでしょうから、そういった部分で意見交換するのであれば、絶好の場かなと。

あと、佐藤副会長の言うように、今までその、「パブリックコメントをかけました。」というふうに言ったとしても、もう、素案というか原案が完璧にほぼできたような状態でパブリックコメントをかけて、まあ、「それ以上もう変えられないんだったら、もう、意見、言いたくない。」っていう委員の方もまあ、この会議でももちろん、何年か前にもいっし

やいましたし、必ずそういった意見が出てくるというのも、私もこの場で見ていますので。やはり、まあ、パブリックコメントをかけるタイミングという問題もちろん、周知する上では出てくるのかなど。もう、がんじがらめにできた状態でパブリックコメントをかけて、まあ、後付けで色々な理由を付ければいくらでもまあ、答えとしては回答はできると思うんですよね。そういったものをできる限り避けて、市民から色んな幅広い意見を取り入れた上でもう一度、この審議会で「こういう意見も出ていますが、どうしますか。」という感じができるのであれば、それはそういう方向に進めていただけると、非常に（ありがたい）。

作った我々もちろん愛着が出ますし、市民としても「ああ、僕の言った意見がもしかしたら通るかもしれない。」という、やっぱりその（ようなやり方が必要なのではないか）。せつかく「意見を求める。」というのであれば、そういうやっぱりシステム作りも、今後、必要なのかなど。というのが今回、この条例で試しにしてみることも悪くはないのかなというふうに、ちょっと思うんですけれどもね。その辺は、どうなんでしょうかね、事務局としては。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね、まず、まちかどミーティングのお話がありましたけれども、議員さんとの意見交換の中でもですね、一部その、「まちかどミーティング含めて、様々な機会でも市民からの理解が得られるように進めるべき。」という意見をいただいた議員さんも、実はおります。それで、まあ、「様々な形でのその周知というのでも並行して行っていくべきではないか。」という趣旨だったわけですけども、あの、今ですね、現時点ではですね、5月に答申をいただくという前提で進んでおりますので、あの、例えば今、会長からお話がありました「まちかどミーティングとか、そういうようなものを含めて、どのように進めていくのか。」ということになりますと、ちょっと、内部でもまた検討していかなければならないということになりますので、ちょっとこの場でですね、「そういった対応が採れるかどうか。」というところは、ちょっと（即答はできないので）。何ですかね、内部的にも協議しないとならない部分です。

ただ、現在は5月提案ということで考えておりますけれども、当然、それは、この会議のですね、審議の状況ですとか、意見によって、まあ、議論が収れんしないとすれば、（スケジュールが）延びていくという形になりますし、ただ、我々としてはあの、5月ということで当然考えてはおりますけれども、そこは審議の状況を見ながらですね。最終的な審議会として審議は、ここ（市民自治推進会議）が一番重たい会議になりますので、この会議で出された議論というのはかなり大きい、最終案に影響力を与えるものだと考えておりますので、市民周知等の方策について、今後の御議論の中で「やはり、もう少し、違う方策でも。」ということであれば、それも踏まえて検討していかなければならないとは考えております。

●高野会長 どうなんでしょう。あの、委員の中で、やはり、まあ、これで4回目ですか、住民投票についての検討をこの会議でしているのは、4回目だと思うのですけれども、多分、制度としてはそういったものを、

●福井委員 えっ、実際は3回目でしょ。

●高野会長 ええ。まあ、実際は3回目ですが、オリエンテーションも含めて（4回目）ということで、

●福井委員 ああ、そういうことか。

●高野会長 もちろん、そういうものも含めて、多分、未だにその、なかなか「とっつき難い。」というか、まあ、理解するのが難しい事案だとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。竹谷さんとかどうですか。話聞いて、これ、1回聞いたらパッと分かるような内容（でしたか。）

●竹谷委員 いや、これ、うちらはこうやってやって、オリエンテーションまで受けているから理解できるのであって、普通の人だったら、まちかどミーティングですら下手すれば理解できない可能性もあるし、これ、周知徹底させるのにはちょっと、極端な話、「50分の1って、何ぞや。」とかっていう、「4分の1とは、何ぞや。」っていうところから話していかないと、これはちょっと、そう簡単にはいかないし、これでパブリックコメント取ったとしても、何て言うのだろうか、パブリックコメント（をしても）せいぜい1件か2件、これは下手すれば0という可能性だっけなきにしもあらずだから、何かこう、「かみ砕いてやる方法ってないんだろうか。」っていう話なんですよ。

●高野会長 そうですよ。まあこれ、今、「18歳以上に設定します。」といった場合、例えば、まあ、じゃあ、高校生もちろん含みますし、大学生ももちろん含むと思いますけれども、まあ、例えばそういったので事務局の方、スタッフが高校とか、まあ、大学は、駒大だったら役所の職員の人が講義するようのがあったりするじゃないですか。まあ、そういった部分で、まあ説明というかね、プレゼンするというような形を取ることも考えなければなりませんよね。今までの選挙の部分でさえ若い人が行かないとか、水口委員さんがおっしゃるように「若い人、行かないんだから。」っていう意見が出てくるのであれば、やっぱり、高校生だけではなくて、年齢が下の世代、例えば中学校3年生とか、高校1年生くらいから「こういうのが制度上あるよ。」ということをやっぱり伝えなければならぬのかもしれないので、それを考えると「かなりの時間かかるであろう。」というのが何となく想像はするんですよ。

で、実際に、これ（住民投票条例）を作ったからといって、すぐ「（住民投票として）何かをするのか。」と言われると、この自治体ではあり得ない話だとは思いますが、それであれば、周知を徹底させた上で、制度を条例化するという流れの方がよろしいんじゃないのかなと思うんですよ。

家守さんも僕より若いので、どうですか、この。例えばもっと若い頃のことを思い出していただいて高校生とかで「これ、（住民投票）できるよ。」って言われたときに、「いきなりこんな話をもらっても、多分（分からない）」。できないですよ。

●家守委員 関心のある人は、やっぱり若い人でも年齢を問わず、いるとは思いますが、ただ、言葉が難しいというのがあって、取っ付きにくくて、「分かんないから、いや。」って思いがちだと思うんですよ。ただ、そういう、なるべく普段使っている平易な言葉でいかにアピールというか分かりやすく、誤解のないようにというところがもし考えられるのであれば、理解しやすいという意味では、若い人も興味持ってもらえて、政治に関心、まあ、住民投票の結果に関心持てるようになれば、もうちょっと市政とか政治というものに関心を持てるようになるのかもしれないなど、今の話を聞いていて思いました。

●高野会長 この会議として、まあ、結論というわけではありませんが、まあ、委員の意

見として出ているということで、まあ、ちょっと事務局の方では、そのタイムスケジュールの方を変更できるのか否かを含めて、話をちょっとしてもらおうという形をとっていただいて、よろしいでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） ええとですね、あの、まあ、スケジュールのこともあるのですが、あの、その市政の重要な課題のところでも、もう少しちょっと詰めていかないとならない部分もありまして。まあ、あと、その、今その「まちかどミーティングを含めて、（周知すべき。）」というお話もありましたし、また、「分かりやすいものの周知をしてから制度設計というか、条例提案をしていくべきでないか。」とか、まあ、そういうような意見かと思えますので、あの、まあ、ちょっとですね、今後、今、現時点ではこういうスケジュールで動いて「5月に（答申）」ということで考えておりますけれども、スケジュール等々を含めてどのような形で対応が可能であるのかというところをですね、内部でも検討したいと思えますので。

まあ、あの、一応、そういうようなことで。この会の議論というのをやはり優先すべきだと事務局としては考えておりますので、まあ、あの、対応が可能かどうかも含めてですね、ちょっとお時間をいただければとは思います。

●高野会長 分かりました。

●水口委員 あと、あの、今、周知するといっても時間がほとんどないわけで、まあ、今、このような時期なので、時期が差し迫っているんですけれども、その後の問題としてね、周知するというのは、まあ、学校に行くのがいいのか、出前講座をやるのか分かりませんが、何かの形でやるべきでないかなと思うんですよ。

それと、あの、パブリックコメントは大体、役所の言葉で使うから、表題から難しくして「何、書いてあるんだろう。」「何だろうな。」と。住民投票だったら意外とまだいいんですけれども、内容が分からないことで、難しいようにわざとに書いてあるのか分からないけれど、そういう感じを受けるんだよね。「これ、何なんだろう。」って。その辺って、もうちょっと、こう（工夫が必要ではないかと）。パブリックコメントはあまり、やるのはいいんだけど、効果のほどってあまりないから、そういうのじゃなくて、違う方法でやった方が何かいいんでないかなという気がしますけどね。

高校の課外授業の、というか授業の中のカリキュラムに入れるとか、まあ、それは高校生に向かってはすけれども、そうやって関心を持つことというのも一つの中身としてはあるわけですからね、何らかの形で、そういうような若年層にも浸透させるようにしていく。まあ、「浸透」と言ったら変ですけども、何か理解してもらおう方法をとった方がいいような感じはしますよね、パブリックコメントは、本当に1件、2件（になってしまうのではないのでしょうか。）

●佐藤副会長 うん。ただ、私個人としてはね、まあ、この会がもしか「答申を5月だよ。」ということで閉じるにしてもね、今、言われたように、せめてパブリックコメントを1回作っていただいて、そこをちょっと練って、まあ、我々がパブリックコメントをパソコンで見たときに、「うーん。」って（考えられるように）。

せめて、我々も学んだ人間としても分かるくらいのね、そこがオクケー取ってから終わりたいなというところはあるんですよ。

●高野会長 まあ、多分、まあ、来年、次年度以降の26年度になると、一番最初の市民

自治推進会議は、「25年度にどんな市民参加手続をしたのか。」というのを、多分、毎年まとめてやってもらえると思うんですけども、多分、それを見ると、水口さんがおっしゃるように「1件もきていないパブリックコメント」と、あと、（意見が）くるとすれば、学校関係とかそういうのに関しては市民の関心が高いので、まあ、そういうようなもの。

あと、毎年、私も言っているのですけれども、その、パブリックコメントの意見の募集の仕方は要検討しなければいけない時期にきているのではないかというのは、毎年毎年、報告を受ける度に感じる事なので。その感じることを、今回、どうなるか分かりませんが、市民に提供するときにはもっと分かりやすい方法、新たなその手法で市民に周知するというのには考えなければならぬのかなと。これまでの経験を生かせるような何かこう、新しいものを、この会議でももちろん出るかもしれませんが。むしろ、出していただければ、色んな考えで、新しい周知の方法が提示できるかもしれないなどは、常々思っていますよね。

●佐藤副会長 それをやって終わると、「何か、やったかな。」という感じがするのですけれども。

●高野会長 まず、事務局の方としてはその内部検討が必要だというお話を今いただきましたので、次回の会議の日程というのは、多少時間をおいた方がいいのでしょうか。それとも、「市の権限に関する事項」の宿題の部分もちろんありますんで、そこはもうちょっと時間が欲しいというのであれば、そのタイムスケジュールもよく考えなければならぬのかなあとは思っていますけれども。

それとも、あれですか。上の方にもちょっと確認しなければならないというのであれば、その確認を経て、委員の方に連絡がいくというような形でしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、前回会議でもその、「市の権限」の部分の宿題としていただいております。また、その、今回、周知のことも若干出てきておりますので、あの、整理のために、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

それで、調整等、整い次第ですね、委員さんの方にはそれぞれまたスケジュールを確認しながらですね、あの、日程の方を決めさせていただいて、次回開催については決定させていただきたいということで、そのような形よろしいでしょうか。

●谷岡委員 はい。

●福井委員 すみません。今日で、一通り、終わったということですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まだ、（予定している会議の回数としては）ありますので。ただ、個別論点としてですね、多岐に渡りますので、「この部分が（議論が必要だ。）」というのであれば、全然、そのお話しをさせていただいてかまいませんので、そこは、そのような形に（なります）。

●福井委員 ああ、そうか。

いや、その他にも市長の発議権とか、そっちの方は話してなかったし。成立要件だとかそこら辺も、結構、そっちも油っこいのかなと思っていたのですけれども。

●高野会長 いや、もし、そういう話が、福井さんからそういう話が出ているのであれば、

もちろんその部分について、まあ、次回、検討する、それはちょっと、次々回になるかもしれないけれども、まあ、市の権限に属する事項を先にやるのか、その辺はちょっと、事務局のスケジュールの問題というのももちろんあると思うんですけども、もし、そういう意見が出ているということであれば、むしろやるべきなのかなと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、議論は全然、かまわないのですけれども、その都度ですね、例えばその論点に関する資料を毎回作るというのはちょっと難しいところがありまして。実際に、行政素案が出ておりますので、その中に考え方等々を書いておられますので、例えばその会議の中でですね、「この行政素案のこれについて、どうなんでしょうか。」というようなことで進めていただければ、ありがたいと考えております。

で、当然、発議権とかですね、成立要件等も素案の中には考え方等を書いてありますので、例えば、その、「発議権が三者ということで設定してるのだけれども、一者がどうなのか。」というような御意見があれば、それは会議の中でですね、その都度、議論をいただいて、それに対する議論をしていただければよろしいのかなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

●福井委員 そういうことね。いや、何か一通り、全部やるのかなと思っていましたよ。

●高野会長 それ、やると、すごいばくだいな時間がかかるだろうと思うのですよね。

●福井委員 そういうことか。

●高野会長 あの、多分、この、項目別一覧表（資料「常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上）」という素晴らしいやつをまとめてあるんで、ただ、それには成立要件とかもちろん書いてあるんで、そういった部分の説明は、必要かもしれないですね。

●佐藤副会長 まあ、それらも含めて、ちょっと、「（答申が）5月でなければならぬか。」とか、ちょっと、その辺りも含めてね、あれじゃないですか、事務局から出してもらわないと、（ということではないですか）。

●高野会長 そうですよ。例えば、次年度のその、毎年やっている市民参加の状況について先に説明するというのもであっても、それは全然構わないのかなと。1回、これはこれで（議論を区切って）。もう1回その、住民投票について、その「市の権限に属さない事項」について説明を受けると。あと、それ以外の部分についての質疑応答をするというのを1回（時間を）取って、その前に例えばその、26年度の1回目がもしくるのであれば、そういう「去年の市民参加の状況について報告する。」というのも、それは全然、構わないと思いますので、その辺についても事務局にある程度考えていただいて、お示しいただければ、こちらとしては、まあ、それに従って、話を進めていきたいと思いますので。

●福井委員 あと、予定としては、何回ですか、2回ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、あと住民投票で考えているのは「2回程度で」ということで、考えておりますので。で、今回、資料として一通り出してきたところは、一番主要な論点であろうと思われる部分について、資料として出してきたというこ

ろがありますので、その他の部分は相互に関連している部分がありますので、あの、そこで議論をしていただきたいと思っておりますので。その、残りの回数の中でも、御議論いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

●福井委員 あ、先ほど言ったとおり、主要なところは言ったのですけれども、やっぱり発議権。「市民だけでいい。」という考え方もやっぱりあって、「市長とか、議会は自分たちで（住民投票が）できるのだから、ここにはいらぬのではないか。」というのもありますよね。そうすると、前の市民検討懇話会でもすごく問題だった「成立要件を持つかどうか。」というのは、すごく大きな問題として、前回、会議でやりましたので、次回まで皆さん、そこら辺を重点的に読んできてもらってですね、自分の意見をまとめていただけると（ありがたい）。それで、僕としては個別の案件を全て網羅できたのかなと思いますんで、是非、それを皆さんにお願いしたいなと考えております。

●高野会長 それを皆さんの宿題ということで。分からなければ、事務局に電話して、説明を求めても構わないとは思っています。「何、書いてあるか分からない。」ということでも、多分、中村さん、きっと答えてくれますから。

●福井委員 それでもいいんじゃないですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、お話がありました「発議権」の関係ですけれども、行政素案で言いますと6ページ目から始まっていて、8ページ目までになりますが、あの、まあ、内容としてはその、「三者が持ちますよ。」ということを書いているのが、その項目になります。

また、今、福井委員からお話がありました「成立要件」につきましては、行政素案の46ページに成立要件についての行政素案の考え方ということで、本体というか、中身の方にはその（入っていない。）成立要件を設けませんので、（行政素案の本体の）中身の方には入ってなくて、参考資料2というところで46ページ、47ページに記載がありますので、あの、そちらの方で、もし、御議論いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●高野会長 はい、分かりました。ほか、何かありませんでしょうか。

なければ、ちょっといつもよりもちょっと多少、早いのですけれども、第5回の市民自治推進会議を終了して、また、後日、御連絡を待つということで、今日の会議を閉めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、第5回の市民自治推進会議を、これで終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

3 閉会